

地球温暖化対策設備等導入促進事業補助金に係るよくある質問

令和6年10月1日付

Q 1	令和6年4月1日から令和6年7月31日までの期間に設置した人は対象になりますか。
A 1	上記期間内の当事業は全て設置前申請としておりましたので、今回の補正事業では対象になりません。 令和6年8月1日から令和7年3月31日までに設置した方、または設置する方が対象です。

Q 2	予算はどのくらいありますか。
A 2	今回の予算は全体で5,000千円（50件相当）分です。

Q 3	補助金の申請はいつまでに行う必要がありますか。
A 3	補助金の申請の受付期限は、令和7年2月末までとなっております。ただし、補助金申請額が予算上限額に達し次第、受付を終了する場合がありますので、お早目の申請をおすすめします。

Q 4	令和6年10月以降に設置を考えていますが、設置後にしか申請できませんか。
A 4	令和6年10月31日までに設置完了する場合は設置前でも設置後でもどちらでも構いません。ただし、令和6年11月以降に完了を予定している場合は、必ず設置前に申請してください。設置前申請と設置後申請で申請書類が異なりますので、詳しくは添付書類一覧をご確認ください。

Q 5	設置する業者は市内業者に限りませんか。
A 5	設置する業者は市内外問いません。

Q 6	複数の設備で補助金の申請をする際は様式等を別々に提出しなければいけないのですか。
A 6	複数の設備を併せて1つの申請で構いません。ただし、事業計画書や事業実績書で設置設備の型式等を記入する際は、それぞれ分けてご記入ください。

地球温暖化対策設備等導入促進事業補助金に係るよくある質問

令和6年10月1日付

Q 7	申請書類を提出する際は代理の者でも大丈夫ですか。
A 7	代理の方でも大丈夫です。 ただし、申請書類の不備や記載誤りがあった場合に確認が必要になりますので、内容を把握されている方（業者や申請者の家族）の対応をお願いします。

Q 8	補助金を申請者以外の者が受け取る際はどのようにしたらいいですか。
A 8	請求書と併せて委任状の提出が必要になります。

Q 9	家庭用蓄電池は、ポータブル蓄電池も対象になりますか。
A 9	ポータブル蓄電池は対象外です。定置型の蓄電池のみが対象になります。

Q10	太陽光発電システムは車庫や倉庫に設置する場合も対象になりますか。
A10	自己所有物で10kW未満の場合は対象になります。なお、他の所有物の場合は承諾書の提出が必要です。

Q11	太陽光のパワーコンディショナーのみの買い替えは対象になりますか。
A11	なりません。

Q12	リースは対象になりますか。
A12	なりません。

Q13	以前、市の補助をもらわずに太陽光パネルを設置したのですが、新たに増設する場合は対象になりますか。
A13	10kW未満のシステムは対象になります。

Q14	申請する際に計画していた設置場所を変更したい場合はどのようにしたらいいですか。
A14	変更した設置場所の写真を対象設備の設置前と設置後に撮り、実績報告としてその他書類と併せて提出してください。なお、変更理由書も同時に提出していただきます。

地球温暖化対策設備等導入促進事業補助金に係るよくある質問

令和6年10月1日付

Q15	領収書が提出できない場合(ローン等)はどのようにしたらいいですか。
A15	申請者の負担額や支払いが分かるものを提出してください。 例：振込明細書、ローン契約書、通帳の履歴、銀行からの融資額の通知書など

Q16	新築で太陽光パネルを設置したので、領収書が対象設備以外の分も含めた額になっていますが大丈夫ですか。
A16	問題ありません。ただし、太陽光パネルの費用がわかる見積書または内訳書を併せて提出してください。

Q17	事業所で使用する高効率給湯器も対象になりますか。
A17	事業所でのみの使用の場合は対象外です。 事業所兼居宅の場合は対象になります。